

平成 30 年 11 月 19 日

各 位

会 社 名 ベ ル ト ラ 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長兼 CEO 二 木 渉
(コード番号：7048 東証マザーズ)
問 合 せ 先 取締役 Headquarters
Division Director 皆 嶋 純 平
(TEL. 03-6262-5481)

募集株式発行並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

平成 30 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所マザーズへの上場に伴う募集株式発行並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 1,500,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（平成 30 年 12 月 4 日の取締役会で決定する。）
- (3) 払 込 期 日 平成 30 年 12 月 24 日（月曜日）
- (4) 増加する資本金及び
資 本 準 備 金
に 関 する 事 項 増加する資本金の額は、平成 30 年 12 月 13 日に決定される
予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項
に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額
とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数
を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額
は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額
とする。
- (5) 募 集 方 法 発行価格での一般募集とし、野村証券株式会社、SMB C 日
興証券株式会社、株式会社 S B I 証券、みずほ証券株式会
社、マネックス証券株式会社及び松井証券株式会社を引受人
として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は発
行価格と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下
回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (6) 発 行 価 格 未定（募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上
の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を
勘案した上で、平成 30 年 12 月 13 日に決定する。）
- (7) 申 込 期 間 平成 30 年 12 月 14 日（金曜日）から
平成 30 年 12 月 19 日（水曜日）まで
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 株 式 受 渡 期 日 平成 30 年 12 月 25 日（火曜日）
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後
の取締役会において決定する。
- (11) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出し届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 1,620,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都品川区上大崎二丁目 25 番 5 号
株式会社プレンティアー 960,000 株
米国ハワイ州ホノルル市
永島 徹三 460,000 株
東京都渋谷区
齊藤 精良 200,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村証券株式会社が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 468,000 株（上限）
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号
野村証券株式会社 468,000 株（上限）
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定（上記 1. における発行価格と同一となる。）
- (5) 申 込 期 間 上記 1. における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記 1. における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記 1. における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記 1. の募集株式発行が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当増資による募集株式発行の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 468,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定（上記 1. における払込金額と同一とする。）
- (3) 申 込 期 日 平成 31 年 1 月 21 日（月曜日）
- (4) 払 込 期 日 平成 31 年 1 月 22 日（火曜日）
- (5) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項 増加する資本金の額は、平成 30 年 12 月 13 日に決定される予定の割当価格を基礎として、会社計算規則第 14 条第 1 項に基づき算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

- (6) 割 当 方 法 割当価格で野村証券株式会社に割当て。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、この募集株式発行を中止する。
- (7) 割 当 価 格 未定（上記1.における引受価額と同一とする。）
- (8) 申 込 株 数 単 位 100株
- (9) 前記申込期日までに申込みのない株式については、発行を打ち切るものとする。
- (10) 前記各項を除くほか、この募集株式発行に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (11) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当増資も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による募集株式発行及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 1,500,000株

② 売出株式数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 1,620,000株
オーバーアロットメントによる売出し 468,000株

(※)

(2) 需要の申告期間 平成30年12月6日(木曜日)から
平成30年12月12日(水曜日)まで

(3) 価格決定日 平成30年12月13日(木曜日)
(発行価格及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。)

(4) 募集・売出期間 平成30年12月14日(金曜日)から
平成30年12月19日(水曜日)まで

(5) 払込期日 平成30年12月24日(月曜日)

(6) 株式受渡期日 平成30年12月25日(火曜日)

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による募集株式発行並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村証券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村証券株式会社が当社株主である株式会社プレンティアー(以下、「貸株人」という。)から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成30年11月19日開催の取締役会において、野村証券株式会社を割当先とする当社普通株式468,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)の決議を行っております。

また、野村証券株式会社は、平成30年12月25日から平成31年1月15日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限(上限株式数)とする当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

野村証券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の募集株式発行による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	26,610,000株
公募による増加株式数	1,500,000株
第三者割当増資による増加株式数	468,000株 (最大)
増加後の発行済株式総数	28,578,000株 (最大)

3. 増資資金の使途

今回の公募による募集株式発行における手取概算額 489,800 千円(*)は、第三者割当増資による募集株式発行における手取概算額上限 155,001 千円(*)と合わせて、設備資金(基幹システムの開発・改良)に 300,000 千円、運転資金(プロモーション費用、人材採用・育成)に 340,000 千円充当する予定であります。具体的には下記の通りであります。

①基幹システムの開発・改良

当社グループの提供するサービスは、インターネットを通じたオンラインでの販売が中心であります。技術革新が急速に進行し、市場規模も拡大しているインターネット市場においては、継続的なシステム開発・改良が必要不可欠であると認識しております。つきましては、当社グループが提供するサービスの利用拡大と、多くの旅行者及びツアー催行会社等のニーズに応えるため、当社運営サイトに係る開発及び改良のシステム投資資金として 300,000 千円(平成 31 年 12 月期 100,000 千円、平成 32 年 12 月期 200,000 千円)を充当する予定であります。

②プロモーション費用

当社グループの提供するサービスの利用拡大並びに継続的な企業価値向上を遂げるためには、当社グループの認知度向上、信頼性及び信用力の向上が必要であると認識しております。そのための広告宣伝費として 250,000 千円(平成 32 年 12 月期 150,000 千円、平成 33 年 12 月期 100,000 千円)を充当する予定であります。

③人材の採用・育成

当社グループが持続的な成長を遂げるためには、当社運営サイト及び当社システムの継続的な開発、並びに当社グループの提供するサービスの利用拡大のためのマーケティング活動、管理体制の更なる強化が重要な経営課題であると認識しております。前述の経営課題を克服するために、優秀な人材の獲得が必要であると考えており、採用費用も含めた人員採用に係る費用、社員教育への投資として 90,000 千円(平成 31 年 12 月期 50,000 千円、平成 32 年 12 月期 40,000 千円)を充当する予定であります。

また、残額につきましては、事業展開に伴い将来的に必要となる運転資金に充当する方針であります。具体的な内容、金額及び支払時期は確定しておりません。

なお、具体的な充当期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 360 円を基礎として算出した見込額であります。

4. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社グループでは、株主利益を最大化するためには、将来の事業の発展を図るとともに財務基盤を長期安定させることが、現在の経営の最重要課題のひとつと認識してお

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

ります。そのためには、内部留保を充実させることが重要であると考えており、創業以来、当事業年度を含め配当は実施しておりません。

今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移・財務状況、今後の事業・投資計画等を総合的に勘案し、内部留保とのバランスをとりながら検討していく方針ですが、現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保した資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は創業以来、無配としておりますが、将来的には、財政状態及び経営成績等を考慮して、配当の実施を検討したいと考えておりますが、現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	平成 27 年 12 月期	平成 28 年 12 月期	平成 29 年 12 月期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失	11,370,755.00	△21.25	△7.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)
実績配当性向	—%	—%	—%
自己資本当期純利益率	19.1%	—%	—%
純資産配当率	—%	—%	—%

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 1株当たり配当額（1株当たり中間配当額）、実績配当性向及び純資産配当率については、配当を実施していませんので、記載していません。
3. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本（期首・期末の平均）で除した数値であります。なお、平成28年12月期及び平成29年12月期の自己資本当期純利益率については、当期純損失であるため、記載していません。
4. 当社は、平成29年3月21日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を、平成29年12月5日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を、平成30年9月27日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。第28年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。
5. 上記4.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、平成27年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、平成27年12月期の数値（1株当たり配当額については全ての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

	平成 27 年 12 月 期	平成 28 年 12 月 期	平成 29 年 12 月 期
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失	11.37	△21.25	△7.78
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	— (—)	— (—)	— (—)

5. ロックアップについて

上記1. 公募による募集株式発行及び上記2. 引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である齊藤精良及び当社株主である池田哲司、白石徹、野田泰司は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後90日目の平成31年3月24日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記2.の引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧ください。投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、売出人及び貸株人である株式会社プレンティアー並びに売出人である永島徹三及び当社株主である Paxalan S.à r. l.、澁谷剛、SBI Ventures Two 株式会社、マルタスイ インベストメント 1 号投資事業有限責任組合は、野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 90 日目の平成 31 年 3 月 24 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却等（ただし、上記 2. 引受人の買取引受による売出し及び上記 3. オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が上記 1. 公募による募集株式発行における発行価格の 1.5 倍以上であって、野村証券株式会社を通して行う売却等を除く。）を行わない旨合意しております。

加えて、当社は野村証券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後 180 日目の平成 31 年 6 月 22 日までの期間中、野村証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. 公募による新株式の発行、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. オーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成 30 年 11 月 19 日開催の当社取締役会において決議された野村証券株式会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村証券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、株式会社東京証券取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者（二木渉、萬年良子、倉上智晴、皆嶋純平、松田高宏）及び当社新株予約権の割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。

6. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

(注) 「4. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。